

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

別紙2を次のように改める。

(別紙2)

収支予算の明細

[百万円(消費税込み)]

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分								
		収入	支出	収支差	収入		支出 (注1)			債務残高 (期首)	債務 機構への引き渡し債務		
					有利子 借入金	無利子 借入金等	新設・ 改築費等	修繕費等	災害復旧費		有利子 借入金	社会資本 借入金	無利子 借入金
2006年度	平成18年度	0	0	0	10,434	6,828	17,262	0	0	39,125	0	0	0
2007年度	平成19年度	204	170	34	2,817	1,761	4,449	13	115	56,387	21,452	0	3,900
2008年度	平成20年度	2,642	1,565	1,077	2,278	564	2,739	103	0	35,613	28,749	0	6,430
2009年度	平成21年度	3,697	1,682	2,015	628	282	798	112	0	3,276	112	0	0
2010年度	平成22年度	5,423	1,753	3,670	992	384	1,265	111	0	4,074	3,628	0	1,822
2011年度	平成23年度	6,664	1,878	4,786	124	0	0	124	0	0	124	0	0
2012年度	平成24年度	7,090	1,882	5,208	123	0	0	123	0	0	123	0	0
2013年度	平成25年度	7,237	1,854	5,383	123	0	0	123	0	0	123	0	0
2014年度	平成26年度	7,521	1,908	5,613	126	0	0	126	0	0	126	0	0
2015年度	平成27年度	7,626	1,949	5,678	170	0	0	170	0	0	170	0	0
2016年度	平成28年度	7,650	1,965	5,685	223	0	0	223	0	0	223	0	0
2017年度	平成29年度	7,695	1,978	5,717	226	0	0	226	0	0	226	0	0
2018年度	平成30年度	9,413	2,000	7,413	243	0	0	243	0	0	243	0	0
2019年度	平成31年度	9,525	2,042	7,483	245	0	0	245	0	0	245	0	0
2020年度	平成32年度	9,585	2,058	7,527	249	0	0	249	0	0	249	0	0
2021年度	平成33年度	9,575	2,074	7,502	253	0	0	253	0	0	253	0	0
2022年度	平成34年度	9,566	2,092	7,474	257	0	0	257	0	0	257	0	0
2023年度	平成35年度	9,582	2,107	7,476	262	0	0	262	0	0	262	0	0
2024年度	平成36年度	9,547	2,120	7,427	265	0	0	265	0	0	265	0	0
2025年度	平成37年度	9,537	2,134	7,403	266	0	0	266	0	0	266	0	0
2026年度	平成38年度	9,528	2,131	7,397	421	0	0	421	0	0	421	0	0
2027年度	平成39年度	9,544	2,028	7,516	453	0	0	453	0	0	453	0	0
2028年度	平成40年度	9,509	2,031	7,477	456	0	0	456	0	0	456	0	0
2029年度	平成41年度	9,499	2,043	7,456	461	0	0	461	0	0	461	0	0
2030年度	平成42年度	9,490	2,038	7,452	464	0	0	464	0	0	464	0	0
2031年度	平成43年度	9,478	2,041	7,436	464	0	0	464	0	0	464	0	0
2032年度	平成44年度	9,414	2,040	7,373	472	0	0	472	0	0	472	0	0
2033年度	平成45年度	9,376	2,043	7,333	484	0	0	484	0	0	484	0	0
2034年度	平成46年度	9,339	2,045	7,294	484	0	0	484	0	0	484	0	0
2035年度	平成47年度	9,327	2,044	7,283	488	0	0	488	0	0	488	0	0
2036年度	平成48年度	9,264	2,043	7,221	488	0	0	488	0	0	488	0	0
2037年度	平成49年度	9,227	2,041	7,186	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2038年度	平成50年度	9,190	2,042	7,148	488	0	0	488	0	0	488	0	0
2039年度	平成51年度	9,178	2,042	7,137	488	0	0	488	0	0	488	0	0
2040年度	平成52年度	9,117	2,040	7,077	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2041年度	平成53年度	9,080	2,039	7,041	488	0	0	488	0	0	488	0	0
2042年度	平成54年度	9,044	2,040	7,004	488	0	0	488	0	0	488	0	0
2043年度	平成55年度	9,033	2,039	6,993	488	0	0	488	0	0	488	0	0
2044年度	平成56年度	8,972	2,038	6,934	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2045年度	平成57年度	8,936	2,037	6,899	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2046年度	平成58年度	8,900	2,036	6,864	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2047年度	平成59年度	8,889	2,036	6,853	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2048年度	平成60年度	8,829	2,035	6,794	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2049年度	平成61年度	8,794	2,035	6,759	487	0	0	487	0	0	487	0	0
2050年度	平成62年度	4,378	1,635	2,743	395	0	0	395	0	0	395	0	0
計		365,115	85,872	279,243	32,173	9,819	26,513	15,363		138,475	68,965		12,152

(注1) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

別紙 3 を次のように変更する。

(別紙 3)

料金の額及びその徴収期間

〔 1 〕 料金の額

一．均一料金の額

(1) 阪神高速道路における京都線 (本文記 1 高速道路の路線名 及び の路線をいう。以下同じ。) を通行する自動車に適用する基礎料金の額は、次のとおりとする。

普通車 (道路運送車両法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号) 第 3 条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が 2 9 人以下のもののうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のものをいう。以下同じ。)

4 2 8 . 5 7 円

大型車 (車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員 3 0 人以上の自動車及び大型特殊自動車 (道路運送車両法第 3 条に規定する大型特殊自動車をいう。) をいう。以下同じ。)

8 5 7 . 1 4 円

(2) 1 回の通行に係る料金の額は、記 (1) の車種ごとに定める基礎料金に消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) 及び地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、 1 0 円単位の端数処理を行うこととする。

二．割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C 車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令 (平成 1 1 年建設省令第 3 8 号) 第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システム (以下「 E T C システム」という。) を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、 E T C カード (同省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社 (以下「六会社」という。) が定めた E T C システム利用規程 (平成 2 4 年 1 2 月 6 日。以下「利用規程」という。) 第 3 条第 1 号に規定する E T C カードをいう。以下同じ。) を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。〕のうち、 E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカード (阪神高速道路株式会社 (以下「会社」という。) が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。) を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

なお、上記にいう「E T Cクレジットカード」は、会社との契約に基づき E T Cカードを発行する者から貸与を受けた E T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は、六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与を受けた E T Cカードをいう（以下同じ。）

割引率

イ ポイントの付与

一の E T Cクレジットカード又は E T Cパーソナルカードごとに E T Cシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の 1 ヶ月の合計額（平成 18 年 3 月 31 日付け阪高計画第 84 号で申請し、同日付けで許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」のうち本文記 1 高速道路の路線名中 から の路線（ただし、同別紙 3 記〔1〕1（3）の区間のみを通行する自動車を除く。以下「阪神圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、100 円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100 円につき)
一通行ごと 100 円につき 3 ポイント	10,000 円以下の部分	0 ポイント
	10,000 円超～35,000 円以下の部分	3 ポイント
	35,000 円超～70,000 円以下の部分	5 ポイント
	70,000 円を超える部分	10 ポイント

ロ ポイントによる割引

一の E T Cクレジットカード又は E T Cパーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が 100 ポイント以上の場合に、100 ポイントを 100 円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

記イ及び記ロに定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

（2）事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第 4 条第 2 項第 1 号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、利用規程第 3 条第 1 号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与

された E T C カード（以下「 E T C コーポレートカード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

イ 車両単位割引

一の E T C コーポレートカードごとに E T C システムを利用して無線通信により徴収する料金の額の 1 ヶ月の合計額（阪神圏における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、下表のとおり割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

ロ 契約単位割引

記 に定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計額（阪神圏における月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が 1 0 0 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台あたりの月間平均利用額が 5 , 0 0 0 円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5 %の割引率を適用する。

ハ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

（ 3 ） E T C 前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C クレジットカード（会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500 円	10,000 円	約 5%
58,000 円	50,000 円	約 14%

（ 4 ） E T C 路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を E T C システムを利用して無線通信により行おうとする路線バス（乗車定員 3 0 人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）

割引率

割引率は39%以下とする。

(5) 障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は50%以下とする。

(6) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車

基礎割引額

イ 区分及び時間帯に応じた割引

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の掲げる基礎割引額を適用する。

なお、この基礎割引額を適用した料金の額は、記一(2)の規定にかかわらず同(1)に定める車種ごとの基礎料金の額に同表の区分及び時間帯

に定める車種ごとの基礎割引額を適用した後に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(イ)京都市道高速道路1号線(山科出入口から鴨川東出入口までの間)のみを通行する場合

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前	190.47円	380.95円
	17:00以後～20:00前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

(注)祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日(月曜日～金曜日)は、祝日以外の日とする(以下同じ。)

(ロ)(イ)に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前	142.85円	285.71円
	17:00以後～20:00前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表の変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

実施する期間

この割引は平成30年3月31日に終了するものとする。

(7)阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

E T C車

割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率を適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化など社会政策上の目的又は阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(8) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車
割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(9) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及び E T C 前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

E T C 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引、E T C 前納割引及び時間帯割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

	マイレージ		・・・重複適用あり
大口・多頻度	×	大口・多頻度	×・・・重複適用なし
前納	×	×	前納
時間帯			時間帯

注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「前納」は E T C 前納割引、「時間帯」は時間帯割引をそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	時間帯割引
2	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引又は E T C 前納割引

〔 2 〕 料金の徴収期間

平成20年1月19日から平成26年9月30日までとする。

〔3〕その他

一．けん引自動車

けん引自動車(けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。)が、被けん引自動車(けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。)1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

二．消費税等の取扱いに関する事前の届出

記〔1〕に掲げる消費税等の取扱いについて、事前に国土交通大臣に届出をすることで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

三．実施期日等

- (1) 記〔1〕及び記〔2〕に掲げる事項は平成26年4月1日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。
- (2) 京都線供用後の社会経済情勢、周辺道路ネットワークの整備状況、利用交通量の実態等を踏まえ、本事業許可に関わる料金の額等の算定の基礎となった事項が著しく変動したと認められる場合は、料金の額等について改めて検討し、見直しを行うものとする。